

【登録免許税】(平成28年3月31日までに取得した者が対象)

住宅用家屋の所有権保存登記等に係る税率を一般住宅特例より引き下げる。

	本則	一般住宅特例	長期優良住宅
所有権保存登記	0.4%	0.15%	0.1%
所有権移転登記	2.0%	0.3%	戸建て0.2% マンション0.1%

◆主な要件

- ①その者が主として居住の用に供する家屋であること
- ②住宅の新築又は取得から1年以内に登記をすること
- ③床面積が50㎡以上あること

◆適用を受けるために必要なこと

登記を行う際に市区町村が発行する住宅用家屋証明書が必要になります。

【不動産取得税】(平成28年3月31日までに新築された住宅が対象)

新築住宅に係る不動産取得税について、課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額する。

一般住宅:1200万円 → 長期優良住宅:1300万円

◆主な要件

- ①都道府県の条例で定めるところにより申告をすること
- ②床面積が50㎡以上240㎡以下であること

【固定資産税】(平成28年3月31日までに新築された住宅が対象)

新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期間を一般住宅より延長する。

	一般住宅特例	長期優良住宅
戸建て	3年間 1/2	5年間 1/2
マンション	5年間 1/2	7年間 1/2

◆主な要件

床面積が50㎡以上280㎡以下であること

◆適用を受けるために必要なこと

長期優良住宅認定通知書又はその写しを添付して市区町村に申告してください。